



令和6年4月1日、八峰町は自然豊かな町の魅力発信と、観光客のさらなる誘致による地域経済の活性化に向け、総合アウトドアメーカーの株式会社モンベルが展開する「モンベルフレンドエリア」に登録しました。
八峰町がモンベルフレンドエリアになったことで、町内の事業者は「モンベルフレンドショップ」に登録できますので、希望される場合は次のとおりお申し込みください。

モンベルフレンドショップとは

- フレンドエリア内にあり、モンベルクラブ会員が来店した際に優待特典を提供する施設や店舗です。
- モンベルクラブは、株式会社モンベルの有料制会員組織で、会員数は110万人をこえています。
- フレンドエリア内のフレンドショップの登録料は無料です。



登録要件

- 八峰町内に施設または店舗があること
- 会員証を提示したモンベルクラブ会員に優待特典を提供すること
- フレンドショップであることを示すステッカーやカウンターサインを入口やカウンターに設置できること

申込方法

町ホームページ (<https://www.town.happo.lg.jp/archive/p20240610115146>) から登録用紙をダウンロードして、必要事項を入力のうち、施設写真を2枚以上添えて下記申込先へメールしてください。



■ 問合せ・申込先 商工観光課 ☎76-4605
Email: shokokanko@town.happou.akita.jp

令和6年度補助制度のお知らせ

チャレンジする事業者を応援します!

■ 新たな事業を始めたい (創業支援・新規事業支援)

八峰町雇用創出支援事業 (法人・個人)

- 対象** 新規事業開始 (創業) に取り組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業
- 対象経費・補助率・限度額**
- 雇用奨励費 常用労働者 (65歳未満の町民) の賃金 1名 30万円 3名まで 2年間
 - 創業支援費 創業に要する初期費用 対象経費の1/2 (上限100万円)

八峰町起業チャレンジ応援事業 (個人)

- 対象** 新たに起業する個人事業主 (開業から2年以内)、または新分野の事業を開始する個人事業主
- 対象経費・補助率・限度額**
- 減価償却資産 (機械器具類・事業用建物・改築費等) ※乗用車 (3・5ナンバー) は対象外。
減価償却費として計上した金額に耐用年数に応じた係数を乗じた額 (上限50万円×3年)
- その他** 白神八峰商工会の指導を受け、事業計画書を作成する必要があります。

■ 新たな設備を導入したい (設備投資支援)

八峰町生産性向上等支援補助金 (法人・個人)

- 対象** 生産性を向上させる設備・機械の導入
- 対象経費・補助率・限度額**
- (1) 新分野参入・新商品生産のための設備・機械 対象経費の 30% (上限100万円)
 - (2) 既存事業強化のための設備・機械 対象経費の 15% (上限 30万円)

■ 商品の開発やリニューアル・PR したい (商品開発・販路拡大支援)

八峰町地域資源活用商品開発等支援補助金 (法人・個人)

- 対象** 地域資源 (地場産品) を活用した新商品の開発、既存商品改良、宣伝・販路開拓
- 対象経費・補助率・限度額**
- 試作材料費、パッケージデザイン費、外注費等、看板、のぼり等販促グッズ作成費、展示会等参加費 (ブース代・旅費等) 対象経費の1/2 (上限10万円)

■ 資格を取得しキャリアアップしたい (資格取得支援)

八峰町資格取得支援事業 (個人・事業所)

- 対象者** 八峰町に住所を有する65歳未満の方、従業員等の資格取得にかかる費用を負担した事業所
- 対象・補助率・限度額**
- 国家資格・検定等 (普通自動車免許は除く) 資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料 対象経費の1/2 (上限 個人10万円、事業所20万円)

◎詳細につきましては、町ホームページにも掲載していますのでご覧ください。
また、ご不明の点は商工観光課までお問い合わせください。

■ 問合せ先 商工観光課 ☎76-4605